The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞暴力と新軍事力の脅威 ： 国際公法を挑発するもの
Author(s)	浜野, 喬士; マティアス, ルッツ=バッハマン
Citation	メタフュシカ. 2008, 39, p. 97-109
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/10220
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

《翻訳》
暴力と新軍事力の脅威 : 国際公法を挑発するもの[1]

マティアス・ルッツ = バッハマン / 浜野喬士訳

1．新しい国際公法の創立

二度にわたる破壊的な世界大戦という陰惨な経験の後、国際連合機構の設立によって、国際関係が前向きな方向へと展開するための礎が築かれた。国連機構が、自らに向けられたすべての政治的期待を果たしたわけではないということは明白である。しかしそれでも、国連憲章により、国際公法が絶えず改革されていることは見て取れるところである。国連機構は国際法の枠組みのうちに新しい条項を導入した。国際関係において軍事力により脅威を与えること、あるいはそれを使用することは、国連憲章第 2 条第 4 項により、全加盟国に向けて制定されるかたちで禁止された[2]。この禁止は、国家主権に関する従来のような概念にも、また国家の機能や活動といったもののもつ、正当性という問題にも広範な影響を及ぼしている。1648 年のウェストファリア講和条約以後、万民法（ius gentium）が伝統的に命ずるところのものは、国際的な諸国家共同体の他の構成員と、戦争を行うことの合法的可能性を含むものであった。他方、国連憲章は、こうした権利一般を排除する。国連憲章により、国連加盟国が自衛に関して有する「固有の権利」は、国連安全保障理事会が適切な措置を講ずるまで、という期間上の制限を受けることになる[3]。また戦争と平和に関する法的諸問題は、国連憲章にしたがい、国際連合という政体そのものによっ

---

1 大阪大学大学院文学研究科哲学哲学史および現代思想文化学では、2008 年 7 月 8 日～ 7 月 22 日まで、ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学（フランクフルト）のマティアス・ルッツ = バッハマン教授が招聘され、大阪大学を皮切りに連続講演が行われた。ここに訳出したのは、7 月 19 日に早稲田大学で行われた講演の原稿である。

2 国際連合憲章第 1 章第 2 条第 4 項［訳注：「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立にたいするものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」］を参照のこと。

3 同憲章第 7 章第 51 条［訳注：「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない」］を参照のこと。

て代表される「集団安全保障」に委譲されることになる。

この条項が、最初に、いやまったくの端緒において、国際公法の概念枠組みを根本的な点で変化させたのである。哲学的観点からは次のことが言いうる。つまり現行の法的国際秩序は、イマヌエル・カントが 18 世紀末に定義した、正当性の規範的命法と重なり合う、ということである。カントは有名な著作『永遠平和のために』[4]において、国際法を新たに制定することの必然性について確認している。つまり国際法のこうした制定によって、正戦についての伝統的、法的、道徳的理論は覆るはずである、というわけだが、これをカントは一切の国家に対し、戦争権の厳格で無条件的な禁止の履行を要求することだけでおこなったわけではない。これは「平和連盟」、すなわち平和維持的な諸国家の連邦として構想された連盟の創設によってもなされうるわけである。ここで言う平和維持的な国家とは、政治上のことがらを、戦争という手段で成し遂げるという[5]、原初的な権利を放棄する国家のことである。しかしカントは、このように提起された、平和国家からなる国際的連盟へ加盟することは、本質的な点で民主的な体制を備えた共和国にたいしてのみ許容しうる、と想定していたわけである。だが、国連憲章は、国家が共和国的ないし民主的な体制を有していること、といった基準を、加盟要件および加盟国であることの要件として掲げているわけではない。国内において民主的な体制を備えていることを強く要求しない、という決定は、国連機構が政治的に成功を収めた根本的な条件であった。またそれは、国連機構を総じて第二次世界大戦の連合国のもとで創設し、かつ安全保障理事会における常任資格に特権的なかたちで与りうるしくみを形成するための条件でもあったわけである。しかし他面では、まさにこの決定が意図せざるもろもろの帰結をもたらしたわけである。このような帰結のうちのいくつかを、私は国際公法にたいする挑発、という題目でもって扱いたいわけである。

２．国際公法を挑発するもの

２．１　国際公法を「内的に」挑発するもの

近代初頭、国際法の伝統的秩序は、万民法として、あるいは諸国民間の法として構想された。後者は慣習法、契約法にもとづき、主権国家間の外的関係を統制するものである。数世紀の間というもの、「実定的万民法（ius gentium positivium）」は、おもにヨーロッパ諸国家の対外関係に対し適用され、これらの国民国家間の支配的な政治的権力構造を、法的に反映するものであった。国際公法がもつこうした機能は、個々の国家で漸次的に進行した、国内の民主的改革の、いやそれどころか革命の過程においても、変化することがなかった。個々の国家おのおのが有する、「分割不可能な主権」の原理を超えた地点が問題となる場合、この旧来の「万民法」の法的秩序は、ある国家を他国の攻撃から守るような諸規則に関し、法的な原理も規範的な原理も含むものではなかった。したがってわれわれは次のように言うことができる。つまり国際関係において戦争が

4　以下を参照のこと。 Immanuel Kant, Zum ewigen Frieden, Akademie-Ausgabe VIII, Berlin/New York 1968, S. 354-357.

5　以下を参照のこと。Carl von Clausewitz の高名な著作 Vom Kriege（1832-34）.

行われたり、また暴力による脅威が加えられることにより、国際公法の法律的秩序が、それ自体としておびやかされたり、挑発されたりしたことは決してなかった、ということである。なぜなら、一定の形式的手続きが遵守されたなら、この法の諸規則内における、戦争の遂行や暴力の使用は許容されていたからである。

こうした状況は、第二次世界大戦と原子爆弾を含む「総殲滅」の経験により根本的に変化した。国際公法において新たな理論的枠組みが導入されたことが、国際連合の創設を成功へと導くのに役立った。こうした理論的枠組みの導入は次のような新しい、政治的レベルにおける国際秩序の確立を目的とするものであった。つまり、ごく少数の、普遍的、原理的、規範的理念に基づく国際秩序である。この国際秩序は、政治的、文化的、宗教的、非宗教的アイデンティティから独立したかたちで、国際政治にて法的拘束力をもつ原理として、すべての人間が承認することができ、また十分な根拠でもってそれを承認しなくてはならないような、そうしたものである。これは換言すれば、平和を守ること、他の国家あるいは政治的共同体を支配しないこと、そして人権を擁護することといった、無制約的義務のことである。これらのことから、軍事力の暴力および行使により、脅威を与えようという企てがもし生じたとしても、そうした脅威はもはや当事者たる勢力関係や諸国家にたいする挑発、というだけでなく、現行の国際公法秩序に対する挑発である。

こうした脅威は、犯罪行為として深刻に受けとめられるべき他の法的秩序侵害と同様、訴追されるべきことがらである。しかし過去、こうしたことはさまざまな理由から起こらなかった。つまり対応する国際司法権の欠如、あるいはもっと一般的に言えば、国際的法律問題において、法律を実行する手続きが不足しているということや、あるいはグローバルな政治構造が不十分にしか遂行されないことなども理由になったわけである。このグローバルな政治構造が遂行されるということ、これだけが国際的危機を防止し、十分に早い時点で介入することを可能にするとされる。すなわち、政府ないし国家の軍事力によって他国に向けた攻撃的行為がなされる前に、あるいは旧ユーゴスラヴィア、ソマリア、コンゴ、今日のスーダンなどで現実となってしまったような、自国民の一部に攻撃行為が向けられる前に、というわけである。激しい国際紛争や、勃発しつつある危機、起こってしまった軍事的衝突、あるいは戦争、そして深刻な人権侵害といった、近年の諸事例において、一つ（ないし複数の）安全保障理事会常任理事国が、適切な措置に対し拒否権を発動するたび、いったい何が講じられたというのか？ほとんどの場合において、何の手も打たれなかった、というわけである！われわれが知るように、過去 50 年間というもの、まさにこうした事態があまりにも多く発生してきたのである。そして国際法の法的秩序内部で、国連の立法、司法構造が欠陥を有しているために、こうしたことは将来にわたっても生じていくかもしれないのである。上述のことを私は、現行の法的秩序が内的に抱えるもろもろの理由に基づき、国際公法を挑発する、第一のものと呼ぶ。

何度となく記録されてきたことではあるが、国連が国際的な危機に際して、平和を擁護するには無力であることは、近年ますますもって強められてきたことがらである。国家や国家的組織のような個別的行為体は、以前よりはるかに迅速に、深刻な人権侵害のケースへと介入するよう義務付けられていることを感じることができる、とされる。これは国際法内部において、法的レベ

ルでの発展がみられたことに基づいている。この発展ということがらには、国家に関し、「強行規範（ius cogens）」の性格が、国際法における基本的原理として一般的に解明されたことや、あるいは「条約法に関するウィーン条約」[6]に対応するかたちで「対世的（erga omnes）」義務が示されたといったことが当てはまる。国際公法内部でのこうした法的な発展は、民主主義と文明社会に関する議論を拡張するに至った。そしてそれは「人道的介入」の正当化だけでなく「軍事力の正当化された使用」にも関わるものであった。政治哲学者の一部は、自分自身および自分の政治理論にたいし、高い道徳的基準と政治的正当性を要求したのである。またかれらの行う論証は、「道徳的根拠づけ」という意味でなされるものである[7]。しかしわれわれは上述の法的な発展が、国際公法に内在する緊張というものを高めてしまった、ということを学んだわけである。このことはとりわけ、自分自身に権威を与えた国家の義務、という名のもと、「集団安全保障」という国連のシステムの頭越しに行使される軍事力の使用禁止にかかわることである。これらの法的な展開が近年においてより大きな、そしてより複雑な国際的危機に結びついていった、という点に関して疑いはない。こうした諸傾向を私は、国際公法を内在的に挑発する第二のものと呼ぶことにする。

最後に安全保障理事会自身において、全会一致で採択された決議について目を向けておきたい。つまり、9・11 の出来事の後「テロとの戦い」に関してなされたような決議である。当然のことだが、アル・カイーダのようなテロ組織が、どの程度、国際法に従属しているのか、という点についてはいぶかしく思われもするだろう。しかし、それにもかかわらず、次のことは自明であるようにも思われる。つまり、私的な行為体に対して「戦争」を宣言することは、国連憲章や、国連の立法に体現された、国際法の体系に、新たな諸要素が導入されることを、含意しているということである。危険性を有するが、しかし私的な行為体に対し、国家によって行われる合法な戦争。しかも集団安全保障のシステムを代表するものたる、国連安全保障理事会の名のもとで行われる戦争。こうした思考法は、国際法の体制に対して、概念レベルでの不確実性をさらに付け加えるだけである。またこの思考法は「軍事力の予防的使用」、さらには「法以前的な使用」といったような、政治的概念の展開と、合法化のために寄与することになる。なぜなら、ある一定の程度までどうにか「予防的」な軍事攻撃が合法化されないことには[8]、ほとんど不可視と言っていいような敵に対し「合法な戦い」を行うことは不可能であるように映るからである。テロリズムに対する合法な戦いとして出発しながら、正当な自衛行為の名のもとで軍事力の予防的使用へと進んでいくという、滑り道。この道は国連自身の決議とともに開かれた道であるわけだが、これをわたしは、国際公法を内的に挑発する第三のものと呼ぼうと思う。

---

6 条約法に関するウィーン条約（1969 年 5 月 23 日）を参照のこと。

7 例えば以下を参照のこと。Allen Buchanan, Justice, Legitimacy, and Self-Determination. Moral Foundations for International Law, Oxford 2004

8 例えば以下を参照のこと。Michael Walzer in seinen Minerva Lectures „Beyond Humanitarian Intervention: Human Rights in Global Society“ am Minerva Center for Human Rights an der Tel Aviv Universität, 2004. また予防的暴力使用の必然性を支持する彼の論証に対し、私が展開した批判的注釈 を参照のこと。

２．２　国際法を「外的に」挑発するもの

さて私はこのように、一部では内的な体制から、他面では法的な面での進化から生じる、国際法を挑発する三つのものをとりあげたわけである。これに続いて今度は、法領域の「外部」で生じた、三つの異なる挑発を検討したいと思う。第一に、わたしは、グローバリゼーションの時代において、もろもろの国家と人民との間で起こる文化的次元での衝突の生成について重点的に取り扱う。第二に、核兵器および数年内にまず間違いなく拡大していくであろう、別の大量破壊兵器のさらなる拡散という事実に着目する。第三に、規範的な諸理想、および現行の国際公法が有する法律的秩序と一致するかたちで、どのように、世界に存在する攻撃的な政体とかかわっていかねばならないか、という問題を扱う。

国連そのものの政治的議題のうち、おそらく意図せざる帰結のひとつは、多くの国際紛争において、「文化的次元」というものが登場してきたということである。これが反-植民地主義的、反-アパルトヘイト的な決断の時代において、国連から支持され続けてきた、文化的アイデンティティのポリティクスと関係があるのかないのか、という点に関しては明らかになるのかもしれない。しかしかつての政治的問題とは異なり、今日の紛争に対する文化的なインパクトというものは、ローカルな、あるいは地域的な関連性というものをはるかに超えるものである。もろもろの文化的、特に宗教的（ないし少なくとも宗教的に見える）アイデンティティが、国際紛争において果たす役割は、ますます大きなものとなっている。 時としてこうしたアイデンティティは、自身の道徳的最高善という名のもとに暴力を用いるだけでなく、自分の命を犠牲にすることも厭わないような、そうした行為体の心持ちを生み出す。周知のように、刑事裁判所の下す正当な刑罰のような、法律的強制という伝統的手段が、他人に対して自爆攻撃を行うことを固く決意している者にたいして、いったいどうしたら効果を持ちうるかということは理解しがたいところである。わたしはこうしたことを、今日、法律的領域の「外部」から現れ、国際法の秩序を挑発する第四のものと呼ぶことにする。

核兵器、ならびに他の大量破壊兵器の拡散、そしてこれらの兵器を使用する用意があるやもしれぬ専制的政体や、私的な国際的組織によるこれらの保有。こうしたことは、おそらく今日われわれが世界規模で直面している、国際的法秩序への挑発のうち、もっとも重大であり、かつもっとも危険なものである。自明であるように思われるのは、国際的な「核拡散防止条約」[9]も、「国際原子力機関」（IAEA）も、法にそむく政権や、テロリスト、軍事的指導者、はては通常の犯罪者などの私的な組織の手へと、これらの兵器が拡散することを長期にわたり阻止することはできないということである。もしこうしたことが生じるとすれば、たやすく予想できることは、グローバルな公共性が国際的法秩序とともに、不法な輩の人質となってしまう可能性がでてくる、ということである。諸国家間、私的な諸行為体間、そして諸国家と私的な諸行為体間で核戦争が行われるなら、それはいっそう劇的なものとなるだろう。またこうした核戦争は国際公法の根本原理、ならびに国際公法のグローバルな制度的機構の根本原理を破壊してしまう公算が極めて大で

[9] 以下を参照のこと。核拡散防止条約（NNV）, 1. Juli 1968; Review Conference 02. -27. Mai 2005, New York.

あることになろう。上述のような考察が理性的であるという限りで、こうした起こりうる未来のシナリオを、現行の国際法を挑発する第五のものと呼びたいと思う。とりわけそれは、このようなシナリオが、世界政治の議題をすでに規定しているからである。これはわれわれが、インドやパキスタン、北朝鮮、イランなどの例において、目の当たりにしうるところである。

最後にわれわれは国家と諸勢力の国際的、政治的相互作用に関連し、次のような問題に直面する。つまり、法秩序は、関連する行為体を、実際に統合する能力があるか否か、という問題である。カントが自身の政治哲学で要求しているような、民主的、共和的構造という面での内政改革に不足がある国が、少なからず存在する、という事実によって、こうした行為体が、果たして信ずるに値するものか、という重大な疑念がもたれるかもしれない。「国際連盟」の成員になることを欲する国家には、まず国家内の改革と民主的な体制が要求される、とするカントの理論に一致するかたちで考えるならば、上述のような諸国家を「不正な法秩序」[10] と呼び、あるいは、ジョン・ロールズが記したように「法の外にある政体」[11] と呼ぶことができる、ということになる。さらに、もしこのような諸国家が、妥当性という点でまったく問題のない加盟国として、形式面では正しい形をとり、国連機構の一員を占めるようなことになれば、十分な根拠とともに次のような事態を想定しうることになる。つまり、そうした国々の政府は、国際公法のもつ、規範的な含意も、国際公法の目的もまったく尊重しない、ということである。ここで言う国際公法の目的とはすなわち、グローバルに機能している平和秩序、戦争権の禁止、人権の擁護といったものである。ここから次のことが帰結する。つまり、所与の状況のうちで、国際的法秩序の毀損から戦略的な利益が引き出せるという場合には、こうした政権の少なくともいくつかは、進んでこの法秩序を毀損するだろう、ということである。それゆえ、国内レベルでの民主政が欠けていることと、国際法の遵守が欠けていることとの関係について分析が正しいとすれば、中国とロシアのような、安全保障理事会の常任理事国さえも、上述のような国に当てはまることになる。こうした信頼性の問題を、わたしは国際公法を挑発する第六のものと呼ぶことにする。

３．政治哲学からの提案について：国際関係における軍事力投入問題に関する マイケル・ウォルツァーとアレン・ブキャナンの議論

国際関係における暴力と新軍事力の脅威は、いかにしてこうした挑発に理性的に対応しうるか、ということについて、政治哲学内部に、さまざまな議論を引き起こした。いくつかの論考のうちには、次のような構想のもつ新しい種類の魅力を見ることができる。つまり、法的な議論から、少なくとも法律家たちにとっては予想もつかないような、道徳的な論証へと進むといった、そうした転回に基づいて、問題解決のための手がかりを得てくるという構想である。正戦の理論が近年、再び活性化していることは、こうした展開の表徴を示しているにすぎない。本節では、二人の重要な政治哲学者、すなわち、マイケル・ウォルツァーとアレン・ブキャナンの見解を手短に

---

[10] 以下を参照のこと。Immanuel Kant, Zum ewigen Frieden, ebd.; und vgl. außerdem Immanuel Kant, Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis, Akademie-Ausgabe VIII, 同書 S. 307 - 313.

[11] John Rawls, „The Law of Peoples“, in: On Human Rights, S. Shute/ S. Hurley (Hrsg.), New York 1993, S. 72 以下。

整理しようと思う。両者は「正当化された戦争」の倫理的合法化に進む転回一般に関し、その相異なるバージョンを代表している。この「正当化された」戦争とはすなわち、民主的諸国家により遂行され、また最終手段（ultima ratio）的考察を通じた自薦行為において正当化されると称する戦争のことである。ウォルツァーは民主的諸国家によるこの種の軍事力の行使を、グローバル社会内部で「人道的介入を超えて」行われる行為、として示す。またブキャナンは、軍事力の「予防的」行使について言及する。もちろん、この二つはまったく異なる政治哲学の伝統に由来しているわけであるが、それでも両者は人権というものの核心を道徳的に読む、という点で共通している。これは国際関係において、個々の国家が軍事力を使用することを自己正当化するための論証の出発点を形成しているように見える。

「人道的介入を超えて : グローバル社会における人権」[12] という表題のもと、2004 年にテル = アビブ大で行ったミネルヴァ講義の中で、ウォルツァーは国際的法秩序が抱える明白な瑕疵のいくつかに注目している。これは先に私が「国際公法を挑発するもの」として示したところのものである。さてウォルツァーはそこで以下に示す三つの問題に焦点を合わせている。

第一の問題は国際的なアリーナのうちにある「人権」が、いわゆる「よき秩序をもった」国家の彼岸において、いかなる理性的地位を要求しうるか、という問いをめぐるものである。第二の問題は、国際政治関係の領域で、人権の普遍的妥当が要求されるにあたり、その実現に関して責任があるとされるのはいったい誰か、という問いに現れるものである。第三の問題は、国際政治の領域では、いかなる種類の人権強化が図られるべきであるか、という問いに関わるかたちで課されねばならないものである。

ウォルツァーはまず彼が言うところの人権の「ミニマルな構想」を提示することで、上述の問いに答える。彼の見解にしたがえば、人権とはまず第一に生存権と自由権に関わる。この権利は次のような規範的な根本陳述を含意している。「大量殺戮、民族浄化、奴隷収容所の設置はたんに野蛮で非人間的な行為であるというだけではなく、人権の侵害である」[13]。ウォルツァーは、人権の「最終候補者リスト」と彼が呼ぶものを取り上げたうえで、国際的なアリーナにおいては、人権の強化ということがらに対し、責任を負う公的な名宛人は存在しない、と説明する。彼の見解ではこのことが、法の支配のもとにあるところの、「よき秩序をもった国家」における人権擁護に対して、決定的な差異となっている。ここでウォルツァーは、次のような理念を否定することで、モンテスキュー、およびヘーゲルの基準に明らかに従っている。つまり、所与の国際政治秩序が、不完全であるのかもしれないが、しかしすでに存在し、また拘束力を有する公法的秩序というものを含んでいること、またそこにはもろもろの基本的人権も包含されているということ、といった理念である。ウォルツァーは、権利についての政治的議論は、有効な政治的、社会的構造のなかで、その権利を実現するためにふさわしい構造を欠くならば、たんに不完全なだけでなく、誤りですらある、ということを論証する。こうして彼は「道徳的要請」へと至る。この要請

---

[12] 脚注 7 を参照のこと。

[13] Michael Walzer, Beyond Humanitarian Intervention, S. 1; ウォルツァーのテキストからの引用は原稿版に準拠する。

は、国際的な領域において、有効かつ信頼にたる基本法が欠けていることを補うべく機能しなければならないものである。この要請は、次のような道徳的義務を要求する。すなわち国際的アリーナにおける重大な人権侵害に際し、介入する能力があるすべての民主的国家は「緊急時には、他のあらゆる方策が失敗したという条件のもと、軍事的に介入しなければならない」[14]。なぜならば、虐殺ないし、奴隷化の脅威にさらされているすべての集団は「救出される権利を有している」[15] からである。この要請は民主的諸国家に向けられており、また軍事行動に対する自己授権へ向けた、道徳的合法化を内容として含んでいる。

人権の理念は、所与の法的秩序あるいは個別の国家の内部において、「諸権利をもつ」という要求のために存在している。これはハンナ・アーレントの著名な記述である。これに関連するかたちで、ウォルツァーはさらに次のことを要請する。すなわち「よき秩序をもった国家」において生きる、といった原初的な「道徳的権利」のようなものを、すべての人間に対し要請するだけではなく、非常に広範にわたる道徳的義務を、国際秩序のうちにある諸国家に対して要請するのである。その義務とはつまり、世界のいかなるところにおいても、善の名において国家形成のプロセスを強化する、という道徳的義務のことである。なぜなら強制力を備えた人権の擁護は、ただ国民国家の法秩序のうちにおいてのみ成立しうるからである。

アレン・ブキャナンは、現行の国際的法秩序が現在見舞われている、新しい脅威と挑発に対する、もう一つ別の応答方式を代表している。彼は、ウォルツァーの解釈を基本的に共有する。その解釈とは、「よき秩序をもった国家」の法秩序、という制限の向こう側で、「法規則への拘束から自由な」[16] 規範的妥当性を要求するような、そうした道徳的義務の源泉として人権を認める、というものである。ブキャナンによれば人権は普遍的妥当性を要求することができる。なぜならば人権は、それなしには、人間がよき生、あるいはよき秩序をもつ生をおくることが不可能になってしまうような、特定の、普遍的、必然的諸条件を表現し、かつ定義しているからである。こうした普遍的諸条件を保護するという、すべての人間に共有される、共通の「利害関心」こそ、ブキャナンにとって、人権の普遍的妥当性に対する、道徳的最終根拠ということになる。もちろん、人権を、人間が生きる、多種多様な社会的、政治的状況のうちに適用しうるためには、この「普遍的諸条件」に対する関係を特殊化することが必要不可欠である。「たとえ人権の存在および人権のもつ根本的性格が、ある法体系を取り巻く特殊的な事情抜きに、道徳的思考によって規定されうる場合にも、こうした諸権利の遵守を監督、改良するためには、また権利の中身を特殊化するためには、制度上の措置が用いられるのである。そして人権がコンテクストに特化したものでありうるのは、人権が実践的指示であらねばならない場合においてのみである」[17]。

人権の実践的作用は拘束力をもつ規則として、あるいは規範として第一には否定的なものである。ブキャナンにとって諸人権は、「基本的な道徳的価値を表現する」道徳的規範なのである。

---

14 同書 S. 7.
15 同書 S. 8.
16 Allen Buchanan, 前掲書, S. 119.
17 同上

その価値とは「制度的デザインを指示するというのではなくて、むしろ制度的配置／アレンジメントへの強制を行使するものである」[18]。人権のもつ主として消極的な機能であるが、もちろんそれはいくつかの肯定的な要求、たとえばすべての人間が「民主的統治」という条件下で生活するといった、積極的な権利を含んでいる。当然のことながら、国際法の「核心」に位置する根本規範としてのこのような権利でもって、ブキャナンは、マイケル･ウォルツァーの構想をはるかに超えた地点にまで進んでいく。ブキャナンによれば、「民主的統治」の要請は、個別国家の法秩序だけではなく[19]、国際的法秩序全体の正当性という領域に対しても適用されるべきものである。

ブキャナンによれば「ミニマル・デモクラシー」の条件とは、個別国家へと向けられ、また国際的なアリーナにおいて個別国家が果たす積極的な役割にも宛てられた要請である。ブキャナンの論証は、人権の妥当性が、個別国家の要求する主権原理に、規範的に優先するという理念に対応するかたちでなされている。このような根拠にもとづいてアレン･ブキャナンが要請することは次のことである。つまり、脅威をもたらすような深刻な人権侵害の場合に、国際関係において「予防的軍事力」を行使することは、それが可能である場合、民主国家にとっての明白な義務である、ということである。この道徳的要請は、現行の国際的法秩序に対立して、予防的な軍事行動を実行するという、たんなる合法的可能性だけではなく、そのように行動すべし、という義務をも表現している。ブキャナンは、いわゆる「事前（ex ante）」、「事後（ex post）」評価を含む、法律的に整備された一連の手続きを提案している。この「事前」、「事後」評価とは次のような課題を有する。つまり、個別国家による「予防的軍事力」行使の正当性を、「公平に証明する」ことを保証する、という課題である。ロバート・O・コーヘンとともに発表した論文「予防的暴力行使 : 世界市民的国際提案」において[20]、ブキャナンは次のような制度的な枠組みをさらに提唱している。つまり「侵害を受けやすい諸国家を、正当化できない介入から」保護し、しかも「非介入の場合のコストが、受け入れがたいほど高くなるというリスクなしに」[21] 保護することを目的とする、そうした枠組みである。こうした提案は、新しい法手続きについて現行の国連法を補完する、という課題をもった、国際的ないしグローバルな条約として構想されている。この手続きは、差し迫った、あるいはすでに生じている重大な人権侵害のケースに際して、国連安全保障理事会がいかなる理由からであれ、決断ないし行動することができないならば、民主的な諸国家が有する特殊な道徳的義務をテストするというかたちで、それら諸国家の役に立つものでなければならない。上で提案された「事前」および「事後」評価のリストは、なおいくつかの曖昧な基準を含んでいる。つまり、脅威を与えられている外国の人民の人権に関するところの、「道徳的義務」と称するものが、はたして果たされねばならないかどうかだけではなく、どのように果たされねばならないか、という基準である。こうした基準は、新しい「アカウンタビリティの体系」

---

18 同書 S. 127.

19 以下を参照のこと。Allen Buchanan, ebd. S. 143: „Alle Personen haben den gleichen Grundstatus, als gleiche Teilnehmende an den wichtigsten politischen Entscheidungen, die von ihren Gesellschaften getroffen werden.“

20 以下を参照のこと。 A. Buchanan/R.O.Keohane, „The Preventive Use of Force: A Cosmopolitan Institutional Proposal“, in: Ethics and International Affairs 18 (2004), S. 1-22.

21 同書 S. 1.

を目指す国際的諸法規の改革に関して、その規範的な核心をなすような何ものかなのである。

４．グローバルな公法へ向けて : 国連改革論

国際公法を挑発するものの意義と意味に関して私たちは議論を進めてきたわけであるが、そこできわめて大きな意味をもつのは、マイケル・ウォルツァーとアレン・ブキャナンが、政治哲学に関わる他の人々と同様に、政治哲学という概念的枠組みの内部にいながら、法的義務ではなく、道徳的義務によって議論を組み立てているということである。また、人権の妥当性要求に関し、道徳的な解釈を支持している、ということも意味をもつ。彼らは自分たちの論証の成果として、国際関係のなかで脅威にさらされている人権のため、軍事力を行使するべく、民主的個別国家による合法的自己授権という理念を提案するわけである。私は、自分自身の考察を披瀝するにあたり、先にマイケル・ウォルツァーとアレン・ブキャナンの論証に見られる、いくつかの問題点を示しておきたいと思う。

ウォルツァーの論考において明らかであるように見えるのは、この 60 年間に、国際公法が国際法の確立された分野へと進化したという事実を、彼が注意深くとらえてはいない、ということである。それは、たとえ国際公法のメカニズムが十分に機能しているわけではないとしても、そういえることなのである。こうしたことを背景にしてみるなら、人権というものが、グローバルな公共性ならびに国際政治の領域においてもつ意味の法律的内実を、ウォルツァーがそうしているようにすべて退けるということは、直観に反するものであるように思われる。彼は、民主的個別国家の秩序の「彼岸」においては、人権のもつ、信頼性を伴う法律的意味を退けているわけだが、このことは、ウォルツァー自身が認めようとしている以上に、国際関係論のおける、いわゆる「リアリスト」たちの偏見と共通性を有しているように見えるわけである。しかしわれわれがウォルツァーの分析にたとえ同意するとしても、国際的なアリーナにおいて軍事行動を行う、民主主義国家の「道徳的義務」といったものが、正確には何を意味しているのかは、はっきりしないままであるだろう。民主的個別国家の自己授権は、いかなる場合においても、信頼しうる法秩序にとって寄与するところがない。これは、こうした自己授権が、激しい緊張というものを、たんに国家間だけでなく、法秩序間、国際条約間、国際組織間で引き起こすものであるだけになおさらである。ウォルツァーの提案が、新しい、そしてより危険な「国家のアナーキー」に至ることをわたしは危惧する。

マイケル・ウォルツァーが、国民国家のような、法学的意味における存在者のもつ道徳的義務の源泉として、人権を理解するにあたり、適切な論証を与えることを避けているのは明らかであるように見える。彼は論証を進める中で、「道徳的義務」と「法律的義務」とのあいだの区別を付けないままにしておく。つまり彼は、個別的行為体のような道徳的主体に向けられた義務と、国家や、法的な強制枠組みの中で設立された国際的組織のような集団的な行為体を拘束する義務との間に、区別を設けないままにしておく。さらに付言しうることとしては、ウォルツァーが他の重要な区分をなおざりにしていることである。それはたとえば、制約的義務と無制約的義務という区分、あるいは作為義務と不作為義務といった区別等々である。とりわけ次のことが問題で

ある。軍事力を「人道的介入を超えて」投入するという、民主的個別国家のもつ道徳的義務をウォルツァーは訴えるわけだが、これは現行の国際公法に脅威を与えるだけではない。彼のこのような訴えは、正戦に関する理論の新しい理解を含んでいるが、これは直観に反する多くの帰結に行き着きかねないものなのである。したがって私の見解では、彼のこうした提案は、現在と将来の暴力と新軍事力の脅威から生じる、国際秩序を挑発するものに対して、解決策を展開するに役立つものではない。

アレン･ブキャナンが別の提案を行っているのは、明白である。しかし彼の論考において、人権を引き合いにだすことが、そもそもいかにして「義務」というものを根拠づけるのか、ということはよく分からない。これは、彼の解釈に従った場合、諸々の人権がもっぱら、解明された人間の利害関心を内容とするがゆえに、なおさらそうなのである。また、ブキャナンは、われわれが道徳的義務と、国家のような集団的な行為体に対する法律的義務の間に認めた区分を、おろそかにしているようにも思われる。この点で、私はウォルツァーの提案の場合と同様の問題を、ブキャナンの議論のなかにも認める。しかしウォルツァーの提案が、新しくまた危険な「国家のアナーキー」へと至るおそれがあるのに対し、ブキャナンの議論は、国際公法の現行の秩序を補完するような、「アカウンタビリティの新しい体系」として構想されている。こうした見解が許容可能であるように響くにしても、ブキャナンの理念、すなわち民主的個別国家による予防的軍事力の行使の正当性が妥当なものであるか、という問題が残ってしまう。思うに、この提案は、人権を国際的アリーナにおいて支援するというその目的を、長期的には達成することがない。なぜならば、提唱されているような、個別国家の自己授権は、意図された結果へと至ることがないからであり、また戦争やテロリズム、そして反テロリズム的活動といった、極度に危険なシナリオを生み出すのに貢献してしまうからである。さらに、いかなる種類の権威なら、軍事力の行使についての決断をある国家に許容するにあたり、合法的であるかという問題だが、もしその権威が国際的共同体や、その代表そのものでないとすれば、これは依然として曖昧なままである。こうした理由から、私は現行の国連システム改革へ向けた論証を組み立てようと思う。またそれは、より強力であり、グローバルであるような、民主的法秩序へ向けて、国際公法がさらに発展するためである。

国際公法を挑発するもののうち、その多くを取り上げないままにしてしまったこと、またこれまで列挙してきた問題の順序が、絶対にそうならねばならない、という類のものではないということを私は認める。しかし、もし暴力と新軍事力の脅威にもとづいて生じるこれらの挑発を、ある程度まで適切に、また時代の趨勢を見定めたかたちで正しく考察しようとするならば、このような挑発的な展開に対して、理性的な答えというものを探し求めることも必要なわけである。こうしたことに基づいて、私は以下のような提案をする。これらはかなりの程度、カント的伝統に基づく議論を前提とするものであるが、それについては今回の発表で詳細にわたり検討することはできない[22]。

---

[22] 以下を参照のこと。Matthias Lutz-Bachmann, „Weltweiter Frieden durch eine Weltrepublik? Probleme internationaler Friedenssicherung“, in: Weltstaat oder Staatenwelt? Für und wider die Idee einer Weltrepublik, Matthias Lutz-Bachmann/James Bohman (Hrsg.), Frankfurt 2002, S. 32-45.

１．優れた哲学的論証にもとづき、すなわちカントの政治哲学およびカント的伝統において解明される規範的な諸根拠にもとづきつつ、われわれは、国際関係において、いわゆる「政治的リアリズム」という語でもって行われる、強い「国家安全保障」政策に後退するような、そうした誤った推論を回避しなくてはならない。1945 年以前のような国際的法秩序に戻る理性的な道というものは存在しない。この限りで、私は、「政治的リアリズム」の基本的直観だけでなく、マイケル・ウォルツァーの論証[23] の類も退ける。これらはどちらもグローバルな政治的平和秩序というものを、正当であるグローバルな公法の要求のうえに基礎づける、という必然性をなおざりにしているのである。こうした理由からわれわれは、国際的アリーナで目の当たりにするような、政治的レベル、手続きレベルでの法の問題を道徳化することを避けねばならない。われわれは「法律的なもの」と「道徳的なもの」の厳格な分離を、それが政治哲学の自由主義的伝統において説明されているようなかたちで、維持しなければならない。われわれとしては、グローバルな法手続を手段とする、国際公法の法律的枠組み内部において、さまざまな地政学的、経済的利害、また文化的、宗教的アイデンティティの差異を和解させることができるような、そうした解決策を求めねばならない[24]。

２．しかしわれわれは、法律内に特有な不整合と、現行の国際公法がかかえる制度面での弱さを克服しなければならない。こうした要請は、国連諸機関の改革が必然的であることを含意している。その改革とは次のことを目指すものである。すなわち、グローバルな公法を、信頼しうる超国家的な規則と機関によって制定することである。またグローバルな法の普遍的規範を、必要な場合には、一定程度の強制力でもって遂行し、特殊化し、適用する、そうした地域的政治体制が目指される。国連機構のこうした改革は、安全保障理事会のメカニズムに特段の注意を払わねばならない。安全保障理事会は、平和に対する自身のグローバルな責任に応じて行動するにあたり、過去あきらかに無能力であったわけである。加えて国連改革は、国家的、個別的な利害関心に対して、国際刑事裁判所（ICC）のような他の国連機構の法律面での権限を強化しなくてはならない。これら全ての改革を全体として考慮すれば、諸国家共同体は、国際法学者の一部が国際法上の「立憲主義（Konstitutionalismus）」として構想しているような、新しいグローバルな秩序へ至らねばならない、ということになる[25]。

３．これに加えて、国連機構内の政治的民主主義と、世界のほかのグローバルな政治機関との間での法的な協力を、さらに深化したかたちで構築することが不可欠である。 これは次のことを目的としている。つまり、あまりに多くの非−共和的ないし反−民主主義的諸国家が、

---

[23] 前掲書参照。

[24] 以下を参照のこと。 Matthias Lutz-Bachmann, „Die Idee der Menschenrechte angesichts der Realitäten der Weltpolitik: Eine Reflexion über das Verhältnis von Ethik und Politik“, in: Was ist das für den Menschen Gute?/What is good for a human being?, Jan Szaif/Matthais Lutz-Bachmann (Hrsg.), Berlin/New York 2004, S. 276-292.

[25] 以下を参照のこと。Armin von Bogdandy, „Constitutionalism in International Law: Comment on a Proposal from Germany“, in: Harvard International Law Journal 47, 2006, S. 223-242.

国連機構に代表として出席しているということに起因する、一連の問題を是正するべく、現行の国際的法秩序と、それに固有のもろもろの義務を、より効果的にすることである。民主主義内部において強化されたこのような種類の協力は、正当な国際的法秩序に対するカントの理念にいっそう適合しうることになる。もちろんこうした協力は国連法の制度的枠組みのうちに繋ぎ留められていなければならない。それはいわゆる G8 サミットで行われているような、経済的・戦略的な諸テーマを扱うものであってはならない。むしろ国際安全保障、グローバル正義、人権の超国家的な保護といった諸問題に注意をむけるものでなければならない。

４．現行の国際法の制度改革は、グローバルで民主的な公共性を市民社会のうちに確立することといった、補足的な努力と結合したものでなければならない。改革の展開は、今日の断片化した世界のうちに、できる限り開かれた公共圏を創設する、という民主的諸国家に特有の義務によって支援されるのでなければならない。この公共圏とは、グローバルな教育・交流プログラムを伴い、またグローバルな市民社会の成立と発展を、国家、言語、社会的階級、民族上の帰属といった制限を超えて支える、公共的・政治的マスメディアに、自由にアクセスできるような、そうしたグローバルかつ自由な言論空間である。教育と自由な意見交換は、宗教的な原理主義や、他の原理主義に代表される、もろもろのイデオロギーに対抗するための、最良の防御策である。世俗的社会の政治的アリーナから、宗教的な教説や、その他の原理主義を追放してはならない。しかし、それらは、ジョン・ロールズやユルゲン・ハーバーマスが解明した通り、もっぱら理性の公的使用の規則の範囲内で営まれるべきものなのである[26]。

５．こうしたことは、大部分の国際公法を挑発するものがどこから来るにしろ、世界中の全体主義的政権、暴力的文化を切り崩すことに貢献するだろう。またこれは世界的な民主化に、そして基本的人権と、グローバルな公法原理の普遍的な承認につながるかもしれない。こうしたことを私たちは哲学的に、カント的伝統における、公法の規範的原理に対応するかたちで「理性的」と呼びうる。すなわち次のような要請である。「いかなる戦争もあるべきではない」[27]。そして私たちは次のように付け加えることができる。「グローバルな次元、国際的次元、地域的次元、そして国内政治的次元において、暴力、あるいは軍事行動によるいかなる脅威も存在するべきではない！」。

（はまのたかし　早稲田大学文学研究科人文科学専攻哲学コース・博士後期課程）

Title: Die Drohung von Gewalt und neuer militärischer Macht als Herausforderung des internationalen öffentlichen Rechts

Author: Matthias Lutz-Bachmann (Johann Wolfgang Goethe Universität)

---

[26] ロールズとハーバーマスの論証について議論している、以下の拙論を参照のこと。Matthias Lutz-Bachmann, „Demokratie, Religion und öffentliche Vernunft“, in: Philosophisches Jahrbuch 114, 2007, S. 3-21.

[27] 以下を参照のこと。Immanuel Kant, Die Metaphysik der Sitten, Akademie-Ausgabe VI, また同書 S. 354. を参照のこと。